

## 近代ロシアにおける改革に関する一考察

高田, 和夫  
九州大学大学院比較社会文化研究科教授

<https://doi.org/10.15017/2065>

---

出版情報 : 法政研究. 63 (3/4), pp.27-60, 1997-03-21. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 近代ロシアにおける改革に関する一考察

高 田 和 夫

- (一) カレーリン報告
- (二) 近年の改革研究
- (三) 改革論全般について
- (四) S・ウヴァーロフの三位一体論
- (五) 露土戦争とI・アクサーコフ
- (六) ストルイピン期のナロードナスチ論
- (七) 「国民」による改革の支持問題
- (八) フリガーンストヴォのことなど

## (一) カレーリン報告

わが国のロシア史研究者の全国組織「ロシア史研究会」は今年度の大会（一九九六年一〇月）において「二〇世紀初頭のロシア社会」を再検討するセッションをもうけ、そこにロシア科学アカデミー・ロシア史研究所からA・P・カレーリンを招いた。現在、教授は六十三歳でロシアにおける近代史研究の中心的位置にいる人である。その報告は「ロシア専制の自己革新最後の試み、P・A・ストルイピンの政治綱領」と題されたものであった。筆者はそれについてコメントーターの役割を仰せつかったのだが、ここではこのカレーリン報告の紹介を手がかりとして、近年、研究者の注目を強くひくようになってきているロシア史における改革問題にかんじていくつかの局面を考えてみたいと思う。いずれにせよ、議論の基調はいまだ熟さぬ、論点確認の域を出るものではないことを事前にお断りしておく。

まず、カレーリン報告を見よう。その基礎視角はつぎのようなものである。従来、ストルイピン改革についてはその農業分野に研究の焦点がとくにあてられてきた経緯があるが、ここではこの改革がロシア専制に進化的発展の最後の可能性を与えたもの、近代化志向、「市民社会」形成への刺激の問題として考えてみたい。ここでは市民的自由を実現するための法的基盤を準備する、つまり法治国家化することがめざされたと考えられる。

このように教授は前置きしたうえで具体的にはとくに地方自治の再編問題をかなり詳細に紹介し、さらには農業改革の本質については農民に市民的政治的権利を付与し、保守的な「中産階級」を創出しようとしたものであったとする。労働問題などにも言及したうえで、改革全体は広範囲におよび「疑いなく進歩的」なものであったとする評価を下す。またそれは当時の権力と社会の間の力関係を反映し、何よりも穏健リベラル反政府派の願望が反映されたとみ

る。

しかしながら、改革構想は国家体制との関係で解きがたい矛盾を孕んでいた。つまり、それがめざしたものはいわば「法制的専制」とでもいえるものであつて、単なる西欧的「市民社会」の形成ではなかつた。ストルイピン自身、改革にはロシアの「民族的諸原理」が考慮されるべきであり、それは西欧直輸入的なものではありえないと考えていたからである。このようなストルイピンの基本姿勢は人民代表制にたいする不信としてあらわれた。国家基本法第八十七条を行使して法案をドゥーマ（国会）を回避して成立させる彼の手法は国会や国家評議会からの批判をよびおこした。さらに、支配勢力は右傾化して改革の実施に抵抗した。地方自治改革は貴族団体の強い反発に遭遇した。そして、農業改革は(1)富農支持基盤の創出に失敗し、(2)農村にあらたな階級的緊張をもたらし、(3)農民を地主地から引き離すことも出来なかつた。ストルイピン改革は全体として未遂行に終わった。

発展の進化的な道は支配層のエゴイズム、保守主義、専制の「骨化」、ブルジョワジーの先見性のなさ、人民大衆の文化的政治的水準の低さなどから影響をうけ、それらはロシアのブルジョワ的近代化の阻害要因となつた。したがつて、当時、現実から「飛躍していること」においては改革は革命と類似していたのである。

およそ以上のような内容をもつカレーリン報告にたいして、ここではさしあたりつぎの諸点を指摘しておきたい。

(1)この報告は以下に見るように、視角・用語などにおいて近年の改革論の影響下にある。その近代化論、市民社会論など西側の研究者にとつては久しく旧聞に属する事柄であるが、ロシアの史学界では新味である。(2)形式的な面をいえば、取り上げた範囲や論点あるいは記述自体は全体としてコンパクトで要領よくバランスがとれたものになつていると評価されるが、同改革を取り巻きたいわば外部環境（帝国周縁部と国際関係）への言及に欠けている。ストルイピンは「内外における二、三十年の平静」を改革実現の基礎的な前提条件としたし、とくにフィンランド、ポーラ

ンド、ユダヤ人の「民族問題」は彼の政府にとっておおきな難題であった。(3)改革失敗の説明の仕方は基本的には従来の研究ですでに示されたものに依拠している。改革の矛盾を「法治的専制」といった表現をもってするのは確かにひとつのアイデアであると思う。理論的レベルでいえば、改革が社会上層部の利益にそうものであったとする断定と、そうするために人民大衆を巻き込むものにせざるをえないということの間には別に矛盾は存在しないであろう。農民層の中から改革を支持する「中産階級」をえようとしたストルイピンの場合、この後者について理解があったことは明瞭であろう。改革を人民大衆のレベルまで下ろそうとしたが貴族などの抵抗に出会ってそれが出来なかったとするのがカレーリンである。たしかに「人民大衆の文化的政治的水準の低さ」といった言及があるにはあるのだが、そうした抵抗がなければどうだったのかということについては考察は及んでいない限界がある。筆者の場合、ロシアにおける改革の運命を考えるさいにはとくに一九〇五年以降は農村農民が改革にどのように対応しようとしたのかをも視野に入れなくてはならないと考えている。

## (二) 近年の改革研究

さて、一九八五年のゴルバチョフ政権の成立以降、とりわけ一九九一年のソ連邦の解体を契機にして、近年の東西の歴史学界ではかの国における「改革」の可能性といった現実的テーマを念頭において考察を重ねてきた傾向を見て取れるであろう。それらの試みのうち、ここでは筆者の目についたいくつかの仕事を取り上げて、その論調のおもむくところを探ってみたい。カレーリン報告はそれらの動向にあつてどのような位置づけを与えられるのであろうか。

一九八六年四月、アメリカのミシガン大学でソ連史家三十二名が参加して「改革」をテーマとする研究集会が開か

れた。その報告書が一九八九年に『ロシアとソ連における改革』として出版されている。その編者の序言によれば、そこでは改革なる用語の定義問題に多大な時間が割かれた様子である。なかでも、ソ連のA・ヤーノフはそれを「政治的近代化のためのシステム〔創出〕へと開かれた、一連の社会経済的で制度的な変化および（ないし）その方向にむかう動き」としてそのための指標をいくつか提示して注目されたが、編者の紹介文の中で筆者がとりわけ関心を引いたのは、W・M・ピントナーのつぎのような発言である。彼によれば、改革はロシアの諸制度や社会をいわれている程にはラジカルに変更するものではなく、「改革が作りだす新しい制度と社会関係は農民が生き続ける世界にまでめつたに触れることはないのである」。ここには、政治改革と社会改革の関連性あるいは広く国民統合の限界性が問題視（論点視）されていると思えるが、この点については本論の後段で具体的事例をもって少し考えてみることにしたい。

「西側」の歴史家がロシア・ソ連史で改革への社会的法的基盤が弱体であったと指摘する際、いわゆる中産階級の脆弱性や国家から自立独立した身分のない法定の諸団体の伝統が無かったことがよくいわれ、一方でロシア（ソ連）の歴史家たちは行政上のエリートたちが彼らに特権の享受を可能ならしめている現状を維持しようとするのに忙しかつたことをよくその論拠とするのだと編者クライメイはいう。もしそのとおりであるならば、従来、改革なるものがそれを主に担う（と想定される）主体のあり方に限定されて議論されてきたことになるから（カレーリン報告の場合も基本的にはそうであろう）、この点からもより広い視野を提供する可能性がある。ピントナーのコメントは注目されるのである。

その彼は「改革と反改革の時期、一八五五―一九四年における改革可能性」と題する論文を寄稿している。そこで、ピントナーは改革を「専制を制限し、社会（公衆）の他の分子を統治過程に何らかの参加をさせる方向への運動」と

してとらえている。かれによれば、ロシア史にあつては、改革は「開明的官僚」たちのイデアの産物であり、それは専制権力を通じてなされるということであつて、従つて、政治改革は当初から論外であつて、ましてや改革は人民の圧力によるものではなかつたということになる。

すでに触れたように、ピントナーの場合、改革がロシアに社会的変容をもたらしたか否かに主たる関心があるのであつて、それに否定的な訳である。例えば、新しい法体系が創出されたとしても、それは農村を包摂しきれず、そこは相変わらず慣習法に生きていたのであり、「改革のたびにますます」社会は二分される（都市と農村、「教育ある」公衆とナロード一般）一方、新しい法体系は専制との間に緊張を高めたといった指摘が説得的になされるのである。それでは、「大改革」のような「国家後援の諸変化」は何故試みられたかといへば、それは「社会経済的發展のために小限の前提条件を樹立することで、強国としてロシアが存続するための基盤を創出する」ためであつた。つまり、改革は（強国としての）「国づくり」のためにあり、おそらくは西欧先進諸国に比して、いわゆる後発の国々についてこのことはおよそ普遍的妥当性を有するであろうと考えられるのである。

さらにいえば、このような性格をもつ改革が繰り返されたために国家が社会各層からますます孤立していくことになり、それが一九一七年の君主制崩壊を許すことになつたとピントナーはみるのであるが、この論点に関して私なりに敷衍していえば、改革の実施がむしろ革命を準備したということであつて革命か改革という単純な二分論はほとんど無意味（場合によっては有害）であるということになる。

さて、一九八九年五月、アメリカのペンシルヴァニア大学でもロシアの改革をめぐる、米・ソ連両国の歴史家の協議会が開かれた。その報告書が一九九四年に『ロシアの大改革、一八五五—一八八一』として出版されている。この会議の組織者はその精力的な仕事ぶり知られる近代ロシア教育史を専攻するB・エクロフであつたが、彼が執筆し

た本書序言はアメリカにおけるロシア史学全般の傾向をサーヴェイして興味深いものである。エクロフによれば、それは初期にはリベラル・カデット流の歴史理解に強く影響され、アイデアや政治を現実の上部構造の一部分としてよりもむしろそれから自律した分野として取り扱う傾向があり、その結果、歴史はロシア革命の悲劇カリベラル・オールタナティブの失敗（「大改革」はこの種の失敗の主要な事例となりうる）を説明するのみであった。しかし、一九六〇年代から若い世代の修正主義派が台頭してきて、彼らは改革期を規定する（旧ソ連史学で公定されていた）「革命情勢」論を否定したが、大方は革命史研究に社会史や文化史などの新しい接近方法を持ち込むことに忙しく、「大改革」論自体は避けて通る傾向があった。しかし、ようやく最近になって、ロシアにおける「市民社会」実現への関心から、例えばハーバマスの議論をロシア史家が参照するまでになってきている。

このようなエクロフの整理は、大概、同意できるところであろう。一九一七年革命を改革の失敗と短絡させることなく、また公衆と権力との根本的な対立構図に陥ることなく、プロト工業化論なども取り入れてロシア史の豊かな可能性を見直してみようというのがこの時点で彼が言いえた限りのところであろう。

一九九〇年六月、レニングラード（現サンクト・ペテルブルク）でひらかれた国際歴史会議の記録が一九九二年にロシア科学アカデミー・ロシア史研究所サンクト・ペテルブルク支部編『改革か、革命か？ ロシア 一八六一—一九一七』として発行されている。これは以前に「二〇世紀初頭ロシアの労働者階級と革命情勢」をテーマに始められた国際的研究計画の延長線上に位置づけられる企画であって、「ロシア史における改革と革命の相関性の問題」が今回の中心課題となったのである。四つの部会はそれぞれ「二〇世紀初頭のロシア社会 専制権力の危機」「二〇世紀初頭ロシアの社会運動と革命過程」「二〇世紀初頭ロシアの政党」「二〇世紀初頭ロシアの社会経済発展と革命過程」を担当した。

この本の編集責任者となったのは、V・S・ジャーキンであり、彼は参加者は一致してロシアの革命は国家の進化的改造を保障する改革を専制権力が実現しえなかつたために、「合法則的」であつたと認めたと書いた。ここでいう「合法則」論は内容的には革命必然論に相応するものであつて、今日においてもこのような断定をなすことに虚しさを感じるのは筆者だけではあるまいと思える。

B・V・アナニイチとR・Sh・ガネーリンの注目すべき寄稿がよく示すように、革命過程が専制政府の政策に直接的影響をあたえるのがようやく一九〇五年革命期からだとなれば、ロシア史上はるか以前からいくどとなく試行されてきた改革の問題に機械的に（無条件的に）革命を対置することが歴史理解のために格段に資する思考枠組であるとは必ずしも言い切れないであろう。繰り返していえば、むしろ試みられるべきは両者の「対置」ではなくそれらの有機的関連性の解明なのである。さらにいえば、「国づくり」に人民大衆が参画する（すべきである）というのはひとつの言説であることは否定しえないとしても、それを「立証する」史料をまさに「落ち穂ひろい」的に集めてみたところでロシアの歴史過程の 주도（メイン・ロード）を明らかにすることには繋がらないのではないかと思える。

この論集に収められた論考の中で筆者にとりとりわけ興味深かつたのはつぎの二人の作品である。R・ウォルトマン「ニコライ二世と専制の形象」は絶対的権力を保持し続けたツァーリの政治的神話とそれに関わる観念を扱うものである。ニコライ二世は君主の形象（オーブラス）を変更して、今や自己が民族的伝統の保持者であることを言明するにいたる。ウォルトマンによれば、ロシアでは民族の神話と文化的制度的伝統との間の矛盾はことのほか厳しいものがあつた。知られているように、ロシア皇帝は「ペテルブルクのイムペラートル」であると同時に「モスクワのツァーリ」でもあり、一見すると分裂した人格あるいは二重人格を備えていた（つまり西欧的近代性と特殊ロシア的土着性の両面と仮りに言い換えておく）。ニコライ二世は「王冠を戴く働き手」となつて「君主の国民性を強調す

る、新しい皇帝のスタイル」を確立しようとした。「大改革」五〇周年、ボロジノ戦勝一〇〇周年、ポルタワ戦勝二〇〇周年、ロマノフ王朝三〇〇周年など、二〇世紀初頭の第一次大戦前夜までにあわただしく繰り広げられた一連の「国民国家的」記念祝賀行事の中心にこのツァーリがいたのである。ここに引用した「国民性」は本論後段で触れる「ナロードナスチ」である。「ナロードナスチ」という概念が近代ロシアの国づくり、国民統合さらには国家主義的運動に果たした大きな役割の一端をここにかがいでいることが出来るであろう。ロシアにおける改革の問題はひとつとしてこの「ナロードナスチ」概念の検討を通して考えてみる事が出来るのではないかとも思える。

もう一つはF・チスローの「政府と地方権力間の関係 ストルイピンと六月三日君主制」である。これは直接ストルイピンの地方自治改革を扱い、カレーリン報告に関係し、しかも筆者の後段の議論をいわば補佐する内容をとまなうものである。彼の整理によれば、ストルイピンはその地方改革案で(1)農民身分的諸制度を県単位の「市民的統治」機構へと変容させる、(2)すべての県・郡統治機関を見直し、県知事の権力を強化する、(3)同時にゼムストヴォの活動をひろげ、さらに人民がより広く自治に参画するようにするために村および郷単位の自治に配慮することを考えた。これらは専制政府が上からロシアの民族的政治生活に「市民的秩序」を持ち込むことで近代化しようとしたものと判断されるが、それは広範な住民層が官僚制的政府の権威にますます従属することを前提としていた。ところが、専制政府自体は県レベルで権威性を保持せず、さらに農民の間に「市民的イニシアチヴ」などは存在しなかったのであるから、いわば「地方割拠主義」や人民大衆の政治文化の水準の低さによってこれらの改革は失敗することが運命づけられていた、というのが論者の結論である。失敗因の示し方がリアルで説得的であり、カレーリン報告では落ちてしまっている部分である。もしそうならば、二〇世紀初頭の時点でもロシアは「国民国家」としての統一、政治的統合を完了してはいなかったことが暗示されている。

一九九三年にロシア・科学アカデミーの人文科学センター祖国史講座が『ロシアにおける諸改革』を出した。その編集責任者V・T・ペトロフは序文で改革研究がロシアが現状からの脱却の道を探るのにとりわけ必要なこと、改革がその最も信じるにたる道であることを述べて、「現実的要請に応える」歴史研究といういわば旧ソ連史学の伝統に依然として忠実な姿勢を表明している。その思考方式において、従来の「革命」が今度は「改革」に代わった感じがするというのはい過ぎであろうか。彼によれば、改革には各国史にうかがえるような合法性がある一方で特殊ロシア的な歴史過程がもたらす特性がそれに加わる。この際、とくに強調されてよいのは、革命以前のロシアでは「危機」が常態化していたこと、改革と反改革が繰り返されたこと、改革は社会のエリート層のためにのみあったことなどである。その議論の調子は「パーマネント」とか「エリート」といった旧ソ連史学界では使用したことのない、英語から直輸入の単語を用いるものであるが、内容的には少なくとも筆者にとり知的刺激を受けるのにとほしいものである。この論集にG・A・ゲラシメンコが「ストルイピン農業改革(前提・過程・結果)」を寄せているが、その結論部分は改革の結果、農村内部で階級闘争が激化したことを強調するものであって、新味に乏しいものとなっている。

さて、最後にロシア科学アカデミー・ロシア史研究所編の論集『ロシア史における改革と改革者』(一九九六年刊行)を取り上げよう。これは同研究所で一九九四年二月に行われた同題目の討論会がもとになっている。本書をたぬく中心テーマは「改革と社会革命の相互関係」であって、イヴァン雷帝期からロシア史をたどり「改革のネツプ型」をあつかうソ連史にまでおよぶ全一八本の論考から構成されている。まず確認されてよいことは、どうも早々とロシアの史学界は改革と革命の二項対立的思考様式にはまりこんでしまったらしいことである。もつとも革命に苦しめられてきた彼ら歴史家たちの人生と運命を考えれば、これも無理からぬことかもしれないと思えてくるのだが、こ

のような発想法がおのずから研究対象と方法論を狭め、限られたものとしてしまいうのに力があるだろうと予想しうるのである。

通読して、ここではわずかに二本の論考に言及するにとどめたい。ひとつはA・N・メドウシエフスキーの「市民社会の形成」であって、これはエリート層の内部闘争が最終的に改革の運命を決するとみて、改革における官僚と特権層諸グループの相互作用に着目する「社会学」的視角を提示して注目されるものである。彼によれば、ロシアの改革は、(1)専ら行政的規制によって急速強引に実現がはかられるピョートル改革を代表例とするものと、(2)一八六〇年代の「大改革」のようにより広範な社会層の支持をえて実現がはかられるものとふたつのバリエーションに分かれる。この論者はロシア史における改革と反改革の繰り返しは、結局の所、近代化が客観的な基本傾向であったことを示しており、その他には発展の道は本質的には存在しなかったと結論している。

もうひとつ、T・A・フィリップポヴァは「一九世紀後半のロシア改革派、自由主義と保守主義のジレンマ問題」で社会的安定性と専制的国家体制を同時に保持しようとした改革の矛盾を鋭く指摘している。彼女がつかう「社会的安定性」といった用語自体がヘイムソン以来、アメリカのロシア社会史研究のキー・ワードであった事実を想起することには筆者にとり単なる感傷以上の意味合いがある。換言すれば、改革というリベラルな方式を採用して保守的安定性をえようとする難題に何人もの改革者が挑戦して失敗をかさねたというのが、「保守的革新」といった概念を駆使しつつする論者の積極的な主張なのである。カレーリンがいう「法制的専制」も発想においてこれと類似しているといえよう。ここには、ロシアにおけるリベラリズムの運命を考察するひとつの視角が提示されてもいるであろう。

以上のように、筆者の目についた近年の改革に関するいくつかの仕事をみてみると、そこにはいくつかの新しい視

角を積極的に打ち出そうとする動きをみてとることができ、同時にとくにロシアの史学界の場合革命に引照枠組をもとめるあまり自ずから研究の幅や可能性を限定してしまうおそれを感じられないわけではない。ストルイピン期に改革が実現しなかつた理由についてはその歴史的背景とともにその時点での特別な事情の双方がいくつかの局面について考察されることが理想なのである。この理想に関わつて以下に備忘録的なりとめのない記述を重ねることをお許しいただきたいと思う。

### (三) 改革論全般について

まず、改革にかんして少し全般的に話をしたい。一般に改革が実現する（さらにはその成果が制度化する）ためにまず必要であると考えられるのは、(1)改革を上から決断する主体と(2)改革の実現を保障する環境との存在である。(1)について、その主体はふつう国家権力者や代表的政治家である（カレーリン報告の場合はストルイピン）が、彼らの改革動機と改革思想のあり方が特に問題とされよう。(2)については改革がめざす国家の建設ないし再編の深度（度合い）によつてもとめられるその環境は複雑広範囲におよび、そのためにそれが整うのが困難な傾向にあるといえる。

さて、国内的条件に限ってみると、改革実現のための環境を構成する諸要素としてさしあたりつぎの三点をあげることができる。(1)改革思想の伝統性。改革を無理が少なく実現するにはいわば「伝統的改革思想」が存在し、さらにそれが活用されることがのぞましい。一般に外部からもたらされるその国にとり異質で新奇な改革思想はおおかたから反発される傾向が認められる。(2)権力上層部の一体性。これは実質的に改革を承認する部分である。ロシアの場合、「絶対的専制君主」たるツァーリが改革にたいして示したスタンスはある意味で決定的であり、ツァーリの政治

的感覚あるいは統治姿勢、そしてその知的能力、人間性といった個人情報に特別な考察対象に当然なるべき事柄である。また、ツァーリをとりまいた君側の実力者貴族の動静も内閣政党政治の伝統にきわめて乏しかったこの国にあっては重大な要素である。そして、改革の引き金をひく役割をはたした改革的開明的な官僚の運命がツァーリとこれら貴族層との関連でも考察されなくてはならないであろう。(3)最後に、「国民」（人民大衆）による改革の支持問題をあげうる。通例、改革は上から企てられるのであるから、(1)と(2)がそのための基礎的環境となるのであるが、人民大衆の生活に影響をあたえる度合いが強い改革であればあるほどその支持が必要となる。一九〇五年革命の農民運動を経験したあとの時期にはことさらにこのことはいえるはずであり、新たな支持基盤を農民層のなかに見出そうとしたストルイピン自身はこのことを良く理解していたと思えるのである。

これら三つの論点を長期的視野において必要に応じて有機的連関性において構造的にとらえることで、いくつもの改革試行の歴史を旧来の研究にしばしば見られるように個別分散的にあるいは恣意的に検討することからのがれることができるのではないかと期待するところである。乱暴な予測をここで敢えて行なえば、国内的事情に限ってみても、近代ロシアにおける改革はこれら(1)、(2)、(3)の環境的条件を十分に実現しないままにまさしく上から強行された結果、不首尾を重ねることになったと思え、この「ロシア専制の自己革新の最後の試み」としてのストルイピン改革もそのような「伝統」からは自由ではなかったと考えられるのである。

#### (四) S・ウヴァーロフの三位一体論

これら環境をめぐる三点のうち、本論ではとくに(1)と(3)にすこし立ち入って議論をしてみたい。最初は(1)に関し

て、ロシアにおいてはそのような「伝統的改革思想」は存在したのであるか。内容的なことをいえば、いわゆる後進国で権力上層部により上からなされる改革は「近代的な」国家建設をめざすことを意味するのがふつうであろう。「ここで「ふつう」というのは「西欧近代の普遍性」を客観的に評価してのことである」。この場合、おそらく近代ロシアの伝統的な国家建設原理として引き合いに出して検討するに値するのは、一八三〇～四〇年代のS・ウヴァーロフ以来の「正教、専制、国民性」の三位一体論であろう。

ナポレオン戦争後のヨーロッパにおけるロマン主義、歴史主義などの相貌をとまなうナシヨナリスティックな動きにロシアも無縁ではなかった。各々の民族は独自の発展の道をたどるはずであるし、またそうなるように努めるべきであるとする歴史理論が多く、論者に活躍の場所を提供したが、ヨーロッパの東端（そしてアジアの西端）に位置するがゆえにみずからのアイデンティティの確立に多大な労苦をはらい続けることになったわがロシアにあって西欧が体験した一連の革命という一大苦痛を経ることなしに祖国の「成熟」を祈念したのが文学サークル「アルザマス」に参加した経験を有し、一八一八年からロシア科学アカデミー総裁の地位にあったウヴァーロフであった。一八三三～四九年の長期間文相の要職にあった彼はその「成熟」なるキー・ワードに社会的政治的安定と民族的誇り（自意識）を含蓄させたが、急激な近代化は混乱を惹起させるだけであるとして、「古いコンセプトと新しいそれを混ぜ合わせる」いわば漸進的な進歩主義を採用した。それこそが神の「進歩法則」なのであり、そうした改革にむけて全階級を束ねることができるとはツァーリしかないが故に、専制の存在はロシアの政治的必須条件とみなされた。この際、彼は文相としてますます民族的団結、民族的アイデンティティのセンスを高めることを重視し、そのために教育に力を入れるところとなった。帝国内部の非ロシア人を臣民として統合するのに大ロシア民族文化が動員され、その歴史や文学などの優越性が強調された。

そのウヴァーロフが文部次官の一八三二年、ツァーリへあてた報告書において「正教、専制、国民性」の三位一体こそがロシア社会発展の主要因であり、それらをそれぞれ維持促進すべきことを推奨したのはよく知られている。一八三〇年の諸革命を経て、階級対立や物質主義に明け暮れる西欧がもはやロシアに平和的發展の方途を示しえないのならば、ロシアはその歴史的独自性に立脚して進まなければならないと彼は主張したのである。

ウヴァーロフは正教を民族的団結のために必須な文化的、倫理的、政治的資源ともなりうるものとみなした。それは国内統一のための原理原則となるべきものであった。また、帝国が「余りに広く、余りに多様であるため」混乱を回避するには強力な単一の中央権力が専制として求められた。「わが国ではあらゆる改革は前進しており、かくしていかなる革命も我々の間では目標も意味も持たない」というのが彼のお気に入り文句なのであった。彼は権力による上から整然たる改革<sup>11</sup>国づくりをめざしたのであった。勿論、客観的にみれば、ここには専制と改革（場合によっては啓蒙）をどのように結合するかというピョートル改革以来、ロシア史を貫徹する一大テーマが提示されていた。彼には専制が工業化や近代化にともなって発生する諸問題を「こなせる」であろうとする一種の楽観視が明瞭であった。それはあわてず、ゆっくりとやれば、出来るであろうという自信でもあった。

正教や専制にくらべ、国民性（ナロードナスチ、英訳はふつうナショナルイティ）は全く新しい概念として登場したものであった。それは公衆の間で流行語にさえなったほどであったが、ウヴァーロフ自身が積極的な定義を与えなかったこともあって、それは多様な解釈を許した。当時、ポゴジンのようなロマン主義的ナショナルリストも、ホミヤコフのようなスラヴ派も、ゲールツェンやグラノーフスキーのような西欧派もいずれも農奴解放が必要であり、改革や表現の自由も実現したいことでは一致していたから、ロシアの独自の発展（国づくり）のために民族の新たな糾合点を提供する必要を感じており、彼らはそれぞれの歴史哲学にひきあわせてこのナロードナスチ概念を活用

しようとしたのであった。

もつともウヴァーロフにかんじていえば、彼自身はこの概念に一般の人民（ナロード）が改革に参加するような意味合いをこめてはおらず、それはなによりも「上から」大ロシア主義的な価値観を諸民族に植えつけ、さらにはいまだ民族的な覚醒に及んでいない（と彼が判断した）「教育ある」ロシア人層を「ロシア化する」さいに動員しようとしたものであった。彼はこうした作業を通じて「国民文化」を打ち立てようと試みたのであった。彼にいわせれば、ロシアはいまだそうしたものを持たずにおり、その結果、精神的には西欧の植民地なのであった。そこからの自立独立という建設的で進歩的な役割をこの概念はになうはずであったのだが、それはあくまでも専制の枠内でのことであつた。

##### (五) 露土戦争とI・アクサーコフ

露土戦争に前後する時期にロシアは史上はじめて社会的な活性化を体験したと思える。それは、一八六一年の農奴解放令の発布以来なされてきた一連の諸改革の実施を前提として、戦争という対外関係から国内的民族的団結を志向する恰好の契機があたえられたことでとりあえず説明されるであろう。ウヴァーロフの三位一体論はちょうどこの時期に特殊ロシア的「ナシヨナリズム」的な色彩をおびて再生され発展したと考えられる。社会的な活性化がこのような内実をともなっていたことが大切なのである。この三位一体論のうち、内容的に議論の余地があつたのはすでに述べたように「国民性」（ナロードナスチ）についてであつて、さまざまな社会勢力が自己に都合のよいように解釈を施したが同時にそれは国民統合原理として帝政ロシアが近代世界に対応し順応しようとするさいの基礎的な思想的文

化的根拠を提供したと思える。先回りしてその概略を述べれば、正教、専制の二つの古いエンブレムが国民統合原理として機能的に弱体化したのを補って、それは国内的には(1)帝国の地理的一体性と(2)ロシア民族の他の諸民族にたいする優位性を、対外的には(1)ロシアがアジアにたいしては文化的啓蒙者であることを、(2)ヨーロッパにたいしてはスラヴ主義の代表者であることをそれぞれ主張することでその役割を果たそうとした。それは少なくとも思想的あるいは文化的のレベルで改革Ⅱ国づくりを行う際の赤い導きの糸ともなるはずのものであった。

以下、この間の国内外的事情を簡単に整理し、あわせてこの時期の「世論」の形成と誘導におおきな力を発揮したと考えられる「スラヴ慈善協会」〔露土戦争の開始にともない「スラヴ慈善委員会」は内務省の管轄下に入り、同時に「スラヴ慈善協会」と改称した〕代表I・アクサーコフの主張を検討することで、右の仮説を不十分ながら検証してみたい。

この時期にロシアの帝国としての版図が最終的に確定してくる。地元イスラム教徒の抵抗をはねのけて、一八六六年にはタシケントを併合し中央アジアへの軍事的侵略がほぼ達成された。その際、ペテルブルクで「リベラル」と称された新聞『声（ゴロス）』はその社説に「ロシアはアジアの啓発者にして、ヨーロッパにおけるスラヴ主義の代表者である」と書いた。辺境各地でいわゆる「ロシア化政策」がより活発に遂行されることになった。一八四五年に創設された「帝国ロシア地理学協会」は一八七七年に西シベリアのオムスクに支部を設置してその全国的展開を果たした。民俗学も隆盛をきわめるようになった。これら諸学問はロシアのナショナル・アイデンティティの形成にとり「科学的で客観的な」根拠を公衆に提供することになった。

さて、一八七七年四月にツァーリが発表したトルコとの開戦勅書では「バルカン半島におけるキリスト教徒の状態改善は全ロシア民族の願いである」といわれ、バルカン諸民族の団結（バルカン同盟の結成）がめざされた。この戦

争の過程では、チエルニャーエフやスコーベレフといった何人かの「英雄的」将軍が突出的な活躍をみせて、「国民的戦争熱」の発生に大きな役割を果たした。人民大衆の自発的な奇進、義捐、義勇軍参加が観察された。人々のおおくはこの戦争を「聖戦」としてとらえ、正教徒とキリスト教徒同志の擁護がロシア民族の団結、「愛国心」の高揚を促進した。非常に注目すべき現象として、大衆むけの読物ルポーク本にはこの時期になってロシアの大地空間のひろがりや民族性を強調する作品が増大した。

ナロードナスチ論をこの露土戦争期に精力的におこなったのは「戦闘的スラヴ主義者」の異名をとったI・アクサーコフであった。彼の場合、他のスラヴ主義者たちがイデオロギー論争を好んだのにたいして、スラヴ主義をひとつの人民運動へと変換させるのにその生涯をかけた社会運動家としての側面が従来強調されてきた。彼は、既に指摘したような露土戦争期の社会的活性化の直中にいたのである。

改めて言うまでもなく、スラヴ主義は精神主義、信仰主義、民族主義、歴史主義的な各様の色彩をそなえたロマン主義の系譜に属し、ロシアでは西欧化へのアンチ・テーゼとしての役割を担ったが、その信奉者たちは西欧をいわば「虚偽の諸原理」の上に築かれたものとみて、「聖なるルーシ(ロシア) *Святая Русь*」の復活に期待をかけたのであった。無論、そうした西欧観は、断るまでもなく、後発国の知識人に特有な西欧にたいする劣等感によっても特徴付けられるアンビバレントなものであったのはいうまでもない。

さて、アクサーコフの場合、ロシア国家を「ひとつの生きた歴史的〔に形成された〕有機体」として把握していた。かれによれば、それは正教、専制、農村共同体の三要素を必須の構成体としていた。これらのうち、農村共同体は人民に土地利用を保障して下からの革命の勃発を阻止する安全弁であった。アクサーコフはロシアは力強い公共心に欠けていると認識し、それを新しい基盤のうえに再建することを望んだ。決して理論家ではない彼が例外的に熱中

した「社会（オープシチェストヴォ）」論はあらゆる「教育ある人びと」（その出自を問わず、彼らは人民と精神的な結合を断つてはならない。そのためには農奴は解放されなくてはならず、貴族的特権は廃されなければならない、と彼はかんがえた）が自ら自覚的な精神的活動の場としての「社会」を絶えず維持していかなければならない。それは表現の自由を備え道徳的に〔政治的にはないことをアクサーコフは強調する〕活動して国家と人民とのあいだの調和をもたらしものであり、それなしには国家は容易に暴虐化してしまうものであると主張した。「強力な社会の存在は政府により国民の諸自由が蚕食されるのを阻止する最大限の保障なのである」と彼はのべた。

このように、いわば「道徳主義的社会」を介在させることで成立するロシア国家論にあつてアクサーコフがなかでも強調したのがナロードナスチ論であつた。彼は「ロシアは人民の自己表現にかかわる共通の精神、つまりナロードナスチによつて結合された、ひとつになつた住民をもつ国になるべきである」という。さらにナロードナスチを「生きた歴史的統一体としてのロシアに備わつた個性」であるといった言い方もしている。また、スラヴ派にとつて、ナロードナスチはロシア精神であると同時にその精神（が存在すること）にたいする信念をも意味し、それはロシアのナショナル・アイデンティティにとり至上目標であると同時にそのエッセンスなのであつた。それはドイツ・ロマン派の「ドイツ精神Geist」や「国民性Volkstümlichkeit」に相当すると考えられる。このような不定型でつかみどころの乏しい意味合いをおびた概念装置たるナロードナスチは時にナロードの粗暴なる精神として爆発暴走するおそれがあるゆえ、それはたえず正教によつて抑制されるはずのものであつて、両者はひとつの有機的な共生の關係に置かれるべきものであつた。ナロードナスチが真に歴史的なロシア精神となりうるのは正教によつてそれが補佐される場合に限つてのことである。このような意味合いにおいて、ナロードナスチは人民の歴史発展を根底から条件付け、ロシアのナショナル・アイデンティティを象徴するものとなるのであつた。したがつて逆にいえば、ロシアの国づくり

はその実現をめざしてなされなくてはならないであろう。このようにアクサーコフはウヴァーロフから四十年余り経て、ナロードナスチ論を復活再生させ、それを近代ロシアの国家建設の原理のひとつとして定置することになったのである。

彼の議論は大ロシア主義的性格をナロードナスチ論に付与したことでウヴァーロフに相似していた。帝国周縁部の諸民族を同化し、その分離主義と闘争するためにすべてのロシア人は大ロシア民族のナロードナスチを弱体化させている諸要因を除去しなくてはならないと彼は呼びかけた。

さらにこのような大ロシア主義的発想はその汎スラヴ主義にもよく反映した。ホミャコフをのぞくとロシアのスラヴ派は国外のスラヴ民族の運命に関心を払う人はむしろ例外的でさえあったといわれるのだけれど、アクサーコフはスラヴ諸民族意識が高揚促進されることはロシア人の民族的再生と活性化につながるという、いわば内向的な(国内回帰的な)汎スラヴ主義の立場を採用した。「ロシアの民族的自覚はそれがスラヴ世界と精神的結合を実現し、その国内的な敵、つまりスラヴ主義の共通な敵であるところのロシア・ナロードナスチにたいする背教者たちとの戦争でもはや孤立していかないのだと感じた時に、より強力になりしつかりと成長するであろう」と彼は述べた。「スラヴ世界はロシアなしには考えられない。スラヴ諸民族のすべての力はロシアにある。ロシアの力のすべてがそのスラヴ主義にあるのである」とアクサーコフはいうのである。

ロシア人(民族)も他のスラヴ諸民族も彼らが共有すべき文化的歴史的アイデンティティをいまだ認識していないのであった。ここに、「大ロシア主義的な汎スラヴ主義」に立脚する国づくりを彼らインテリ・知識人層が主導する根拠が存在するとアクサーコフは主張したのであった。

## （六） ストルイピン期のナロードナスチ論

ストルイピン期にはこのナロードナスチ原理が社会的に支持をふたたび集めるようになった。それはこの時期に本格的に登場し政治綱領の第一にそれを掲げた保守諸政党をはじめとして、ひろく公衆の心をとらえたと思える。本論の前の方で紹介した、ウォルトマン「ニコライ二世と専制の形象」は、第一次大戦の前夜にツァーリが「王冠を戴く働き手」となって「君主の国民性（ナロードナスチ）を強調」するために一連の国民的祝祭をみずからが演出したことを興味ぶかく述べていたことをいま一度想起されたい。このことはようやくこの時期にいたって、国際関係の緊張増大にも関わって、国内的統一過程の促進が本格化した（せざるをえなくなった）ことを示しているように思える。すでにアクサーコフに触れて一瞥したとおり、「ナロードナスチ」は特殊ロシア的な響きをとめない高度な抽象性を具備した用語であったこともあって、右の例はやはりこの時点においても、ロシアなる国家の枠組みを縛りその一体性を確保しようとするのに重大な役割機能をはたすべきキー・ワードとしてそれが活用されたことが判明するのである。

ストルイピンがこの「ナロードナスチ」という言葉そのものをどのように使ったか（または使わなかったか）については、いまは今後の研究に待つしかない状況である。しかしながら、彼がその改革にあたって構想した国づくりの基本的な考え方には「ナロードナスチ」のいわば精神が反映していたと考えられるのである。この点で前に見たように、カレーリン報告がストルイピンは改革にはロシアの「民族的諸原理」が考慮されるべきであると考えていたと指摘したのは正しいのである（しかし、氏は質疑応答ではストルイピンがナロードナスチ論を採用したことには否定的であった）。

ストルイピンがロシアのいわゆるリベラルたちを全く評価しなかったことはよく知られている。彼らはロシア社会から遊離した非現実的な理想に生きる無責任な輩であつて、ロシアの歴史的文化的発展の特殊性〔これがさしあたり例の三位一体論的要素でもって整理できるのではないかというのが筆者の見通しである〕を考慮することなく西欧の法体系や政治制度を崇めそれらをロシアに移入しようとして、その結果、社会的な騷擾を惹起させているではないかとストルイピンは嫌悪感を露にしたのである。彼は一九〇七年一月一六日に第三ドゥーマ（国会）でおこなった施政方針演説において、「歴史的な専制権力と君主の自由意志はロシアの国体にとり最も価値のある資産である」と表明した。

改革の具体的な処方箋を作成してそれを実施にうつすのはストルイピン以下の官僚たちであつたから、無論、ここでいう「専制権力と君主の自由意志」が改革の内実を定めたわけではなく、むしろそれらが十全に発揮されるべき環境をつくりだすことこそが改革の最終目標であつたといつてよいであろう。彼が実現をめざした「強国としてのロシア」は古くからの歴史的伝統に立脚したものでなくてはならないのであつた。

一方、保守諸政党はどのようであつたか。一九〇〇年一〇月、ロシア社会におけるコスモポリタニズムの存在を危惧し民族的生活が好ましいことを標榜するサークルがペテルブルクに誕生した。その中心となつたのはシャホフスコイ、ゴリーツィンら公爵貴族たちであり、かれらは自らを「ロシア会」(Русское Общество)と名乗り、その組織目標として公衆の間にロシアのナロードの眞の創造的諸原理および生活上の諸特性を認識し実現するように促進することを掲げた。その際、ロシア人だけでなく、スラヴ民族全般に関してそれらの西欧に対する独自性を確保することを至上課題としたのであるが、系譜をたどればこのサークルの構成員たちが一九〇五年革命期にロシア保守主義の諸政党を形成することになった。つまり、この人びとこそが二〇世紀に入ってウヴァーロフの三位一体論を継承しよ

うとした部分であった。

そのひとつ一九〇五年一月に結成された「ロシア国民同盟」(Сюз Русского Народа) は A・I・トゥヴローヴィン、V・M・プリシケーヴィチらを中心的活動家としたが、一九〇八年初頭にはおよそ三万五〇〇〇人の党員を誇った。その大半は農民であり、それに小営業者、小商人、労働者たちが続き、さらにはインテリ、役人、地主、司祭なども加わっていつてみれば保守派の一大「市民センター」的なものとなった。こうした事実自体は以下にみるこの集団の目的ないし綱領でうたわれた三位一体論が当時のロシア社会において相当な普遍性を有していたことを証左するものであると考えられるのである。「あらゆる身分や地位のロシア人をわが祖国ロシアの単一で不可分なものとするための全般的な活動のために強固に統一すること」が同盟の目的であり、母国の福祉とは「ロシアの専制、正教そして国民性」をしっかりと保持すること、国会、秩序そして合法性を樹立することにある。このうち、「国民性」(ナロードナスチ) は綱領においてつぎのように言及されている——「国民生活および国家建設において最上級の意義は偉大で強固な国家を創出したロシアのナロードナスチ、ロシアの大地の収集者に属する」。ここでいう「収集者」とは собирательница であるが、非常に広大な(イメージ的にちょうどロシア語の形容詞「プラスチック простор」に相当する) 国土に象徴されるロシア的個性をうみだすものとしてナロードナスチは考えられているようである。

V・A・グリングムートが編集・出版者であった『モスクワ報知 Московские Ведомости』紙の編集部を核にして一九〇五年四月に結成された「ロシア君主党」(Русская Монархическая Партия) の場合、その綱領的文書は「君主党はロシア・ツァーリの君主制的専制的権力の保持を主な自己の課題とする」とはじまり正教会を称揚すること、ルーシの君主制的専制権力を強化することにつづいて「ロシア帝国の全空間〔пространство〕において、政治的意味合いをもたない地方の民族的特性を圧迫することなしに、ロシアの民族的文化的アイデアを自由に発達させること」を掲げ

た。ここでいう пространство は右の простор の名詞形であるから、彼らが大地空間のひろがりになショナル・アイデンティティを見出し出したことはたしかかなのである。この政党の場合、引用箇所の条件規定がむしろ意味深長さをうかがわせるように、帝国全土においてロシア的なるもの（人、言語、法、学校、教会など）の普及をめざし大ロシア主義的色彩がとくに目立ったのである。

もうひとつ、「ロシア国民党」（Русская Народная Партия）なる政党の場合、その綱領は「基本規定」に(1)教会、(2)最高権力、(3)ロシア民族的國家体制および國民の独自性の三点をあげているが、第三番目がかれらにとってナロードナスチに相当するものであったとみなしてよいであろう。(3)では「巨大で強力な國家の創出者にして国土の収集者であるロシア人に國家建設における主要な役割も帰属させなくてはならない」とある。「ロシアの國家体制はキリスト教的倫理とロシアのナロードナスチとの諸原理をもって全面的に貫徹されなくてはならない」という言い方もしている。

このように保守的諸党派が標榜する三位一体論が最大公約数的な了解のもとにいわば近代ロシアの國家建設の思想的な背骨を形作ったと思えるが、ストルイピンの理解する三位一体論と彼らのそれとの間にあった主観的客観的な差異（部分的には次節で触れるが、いまは十分に論じる余裕がない）が彼の政治手法とあいまって現実にかなりな溝を両者間につくることになったとみられる。実際のところ、彼らがストルイピンを「リベラル」とみて嫌ったことに改革が挫折した主因のひとつがある。彼らの革命にたいする危機意識が遠ざかるとともに、ストルイピン流の改革の必要性認識も遠ざかったのである。

## (七) 「國民」による改革の支持問題

改革のための環境にかんする二番目の論点、「国民」による改革の支持問題（前掲の整理でいえば③）に移ろう。

農村共同体のあり方をめぐって、租税の滞納などはとくに一八八〇年代以降ツァーリ政府（特にその改革派官僚）により問題視され、また保守派は一九〇五年革命時の農民運動に驚愕して反発したから、権力側は近代ロシアの農民とたえず緊張した関係を保っていた。権力と農民とがそのような関係にあるなかで、ストルイピン農業改革は農村共同体の秩序を解体して「独立自営農民」（ファーマー）を創出しそれを権力の支持基盤にしようとしたと評価されてきた。この問題については、カレーリン報告もいうように物理的に農村共同体を解体する局面にこれまで研究者の関心が集中してきた傾向があることは否定しえないと思えるが、それと同等かいやそれ以上に考えてみなくてはならないことに創出されるはずのファーマーが改革を支持する精神的構造を持ちうる人になりうるのかという問題があるであらう。

農業改革に関して内務次官V・I・グルコの発案（イニシアチヴ）を強調する研究もあるようであるが、ストルイピンに限ってみるとかれがグロドノ県（白ロシア）知事時代にプロイセンを訪れた時にそのフートル農民の勤勉さに感銘をうけ、それがロシアにおける農業改革のヒントになったという周知の話があるが、そうした個人農とロシアの共同体農民とは精神面をふくめ非常に異なる社会的存在であらう。共同体を破壊しファーマーを創出することは客観的には三位一体論の精神を犯す内実をともないうると保守本流は考えたのではないのか。さらに主観的にはストルイピンは共同体農民もしばらく教育すれば、精神的にもファーマー化すると考えていたのかどうか私は知らないが、もし、そうだとすれば、ストルイピンは事態をあまりに楽観的にみていたといわざるをえないであらう。いずれにせよ、これら諸点は今後さらに精密な検討が加えられてしかるべきであると思われる。

右に関わつてここでは少しだけ試論的に社会構造的に考えてみよう。国民が改革を支持するということは、その完全な意味合いにおいて、個人が自己を「国民」として認識したうえで、国づくりに直接間接に参加することになる。つまり、(1)国民が国づくりの政策内容（改革案）にかんする情報を受けて、それを理解し共感する段階、(2)そして人民大衆が自己を国民と規定する段階、(3)そのうえで、そのために何らかの支持行為におよぶ段階の三つが考えられる。(1)と(2)は実際においては前後する（つまり、戦争など別の要因から(2)を体験して(1)におよぶ）ことは大いにありうる。いずれにせよ、この場合「国民」は上から人為的に創出されるとしたアンダーソンやホブズボームたちのよく知られている議論を参照することが有用であろう。

ところで、都市の権力者やインテリが農村事情に疎いことは、今も昔も世界的に普遍的な現象であるといえよう。特にロシアではそうであったと思える。そこでは、一八七〇年代から観察されるように、都市に滞在する農民たちが都市民から軽蔑され馬鹿にされ、ジョークの対象にされる現象が出てくる。こうした場合、あきらかに人民のあいだに「国民」的な一体性の存在は認めにくいのである。さらに、ロシアの労働者階級が都市的な「ザヴォーツキエ」と農村的な「ファブリーチヌイエ」に大きく二つに割れていたことはよく知られている。これらのことは、ひろくいえば都市文化と農村文化との衝突・対立といった性格を有する問題であると換言できるであろう。

さて、ロシアでは都市の文化情報の伝播手段として、リテラシーをはじめとして新聞・雑誌などの農村における普及は二〇世紀に入っても不十分なものでしかなかった。たとえば、大衆向けとされた三大雑誌『畑（ニーヴァ）』『祖国（ロージナ）』『ともしび（アガニョーク）』は都市下層民をその読者対象としていて農村農民ではなかった。これも知られているように、ロシア農村に様々な出版物を普及するのに力があつたのが行商人たちであるが、彼らは新聞を取り扱わなかつた。通例いわれていることは日露戦争を契機にしてようやく農民たちも新聞に接するようになった

ということである（一九〇五年革命期のモスクワ県では一村あたり二・五部の新聞が入っていたという数字がある）。そこでは都市文化が農村文化を圧倒するような状態ははまだ生じてはおらず、農村文化はまだまだ強力であった。逆に都市文化に影響すらあたえており、そのために都市が農村を一方的に支配するような関係は成立せず、すくなくとも都市と農村の文化面における相互作用が観察された。ただし、ここで相互作用といってもその内実たるやさしあたりは勝手な互いに一方通行的なものであったと考えられる。たとえば、都市の新聞記事に掲載される政治用語（日本語でいえば、民主主義、リベラル、プロレタリアート、野党、行政、愛国、革命など）は農民にとり理解不能であったとする同時代の調査結果があるくらいなのである。このような訳であるから、右に示した(1)の改革案情報の受け取りとその理解ないし共感といったことを農民たちにもとめるのは一般に困難な状況があったとみなくてはならないであろう。伝達メディアが発育不全であることもあって、情報は人の往来によってもたらされることが多かったのである。それは例えば、農村から都市への出稼ぎ者であったり、都市の工場労働から帰村する人であったりした。以上これらの事柄に関連してここではとくにストルイピン期に注目されてよい現象を二つとりあげてみたい。

#### (八) フリガンストヴォオのことなど

まずはじめにフリガンストヴォオの流行について。それは「教育ある有産者」など社会的に権威とみなされているもの一般にたいする公然たる自然発生的な暴力行為を意味し、外来の用語として一九〇五年以前からかなり使用されていたが、その後本格的につかわれるようになったものである。これは一九〇五年革命など解放的なプロセスでは農村で歓迎される社会的抵抗形態のひとつとなったが、ストルイピン期には農業改革が生んだフートルを主たる攻撃目

標とした（近年の諸研究はそれを農村部における「階級闘争」としてとらえるのではなく、フートルが農村共同体から分離されて孤立したために村民にとりただ目立つ存在になったことをその理由とする場合が多い）。フートル攻撃の中心となったのは、冬季に都市へ出稼ぎに行くことで農村生活を実質的に支えていた農村青年たちであり、かれらはフリガンたることをモダンなこと、ファッショナブルなこととしてプラス・イメージで見えていた。このフリガンストヴォは都市文化に接触した農民のリアクションとしてまずあり、それは都市文化にたいする特殊農民的解釈によって成立した行動の様式であったといえる。このことは、この時期にロシアではじめて成熟を見せ始めた都市の文化的浸透に応じて農民たちは自己の文化を再編成する能力があったことを示している。

ここで、このフリガンストヴォに関して論証などの手続きは省略せざるをえないが、すくなくとも次の三点を指摘しておきたい。(1)まず、農村にはフリガンを阻止するに十分な警察力が存在しなかったこと。この客観的条件がフリガンストヴォ隆盛の前提となったのであり、これは同時に農村においていわゆるstate presenceが弱体であったことをも暗示している。これはロシアにおける国家権力組織のネット・ワークの未整備問題に関わり、国民国家形成論においてさらに追究されるべきテーマのひとつとなっている。(2)したがって、フリガンに対抗しうるのは農村の伝統的秩序でしかなかったことになる。しかしながら、農民は革命時にはフリガンストヴォに同調するもうひとつ伝統的な精神構造を持ち合わせていたことから、農村の伝統的秩序は最終的にはフリガンストヴォの発生を阻止する要因としては依存しえない性格のものであった。そして、(3)一九〇五年革命（その農民運動）を経ることによって、インテリの世界では一八七〇年代の「ヴ・ナロード」運動によく示されたような農民を理想化する傾向に大きくブレーキがかかり、むしろそれが恐れの対象と化することにフリガンストヴォは力があつたと思われるのである。

したがって、当該期の農村農民はその大方が依然として国民として国づくり改革事業に共感・協力するような人間

としては「創り上げられてはいなかった」と考えられるのであり、ストルイピン改革もそうした社会構造的な拒否反応に遭遇したと推定される。

もうひとつはこの時期の（といっても一九一一年のストルイピン暗殺後のことであるが）労働運動においてイニシアチヴがメンシェヴィキからボリシェヴィキへ移行したことについてである。これは第一次大戦前夜、ペテルブルク金属工組合執行部など一連の代表的労働組織でおきた現象である（念のためにいえば、この論点は一九一七年革命におけるボリシェヴィキ勝利の必然性がすでにこの時期から存在していたことを証左するためにあるのではない）。大戦前夜の好況期、とくに軍需景気で大量の農民が工場労働力として採用されたこと——かれら農民の動向がこの移行を決定づけたとする説明が従来、敗退したメンシェヴィキ側あるいはその思想的影響を否定しがたく受けたアメリカの史学界でなされてきた。例えば、その結果、追放されたペテルブルク金属工組合幹部S・ブールキンはいう——階級関係においては非自覚的で文化面では未発達で、ソハー（犁）から直接、政治闘争の渦中に投げ出されたような労働者大衆は革命的で勇ましい言葉に満ちた、単純なボリシェヴィキの理論に飛びついたのだ、と。また、アメリカの代表的なロシア史家のひとりヘイムソンはこの時期のロシアについて有名な「社会的安定性」にかんする論文を執筆するヒントをマールトフらの議論から得た。しかし、ここでより本質的な問題は勝利したボリシェヴィキの側も敗退したメンシェヴィキ側と同様な認識を持ったことであり、たとえば、ボリシェヴィキ組合活動家セシツキーは労働者の自覚や経験、教養など文化一般水準への不満と不安を表明した。

メンシェヴィキであろうとボリシェヴィキであろうと都市の革命家たちはこのような人びとを彼らの意図に沿うように束ねることは困難であったとみたほうが実態により近いであろう。都市の革命諸党派がどれほどまでに労働者の志向性と調和しえたのかは大きな問題であつて（結局は、調和せず外部から「指導する」道をとつたのである

う)、ロシアにあつてはこうしたミクロ的な労働者の組織化問題はマクロ的には国家権力による人民大衆の国民化事業にきわめて相似する性格を有し、不十分な成果しかあげることが出来なかつたのである。これらのことは右に簡単に見たフリガーンストヴォに関する問題と労働者組織における問題がよく示していると思える。ストルイピン期の上からの改革は、このように人民大衆側からの支持をとりつけるための環境が未成熟な中で遂行されたのである。

## 参考文献

本論の作成過程で参照した文献のうち基本的とおもわれるものに限って各節ごとに列挙することとする。

(一節) カレーリン報告はタイプ印刷された(A4版ダブルスペースで一四頁)つきである。А. П. Корелин, Пост-едняя попытка самообновления российского самоуправления: Политическая программа П. А. Столыпина.  
(二節) 近年の改革研究でとりあげたのは順番につきの通りである。

- R. O. Crummey (ed.), *Reform in Russia and the U.S.S.R* (University of Illinois Press, 1989).
- B. Eklof, J. Bushnell, L. Zakharova (eds), *Russia's Great Reforms, 1855-1881* (Indiana University Press, 1994).
- Российская Академия Наук, Институт Российской Истории, С.-Петербургский Филиал, Реформы или Революция? Россия 1861-1917, Материалы международного colloquiuma историков (СПб., 1992).
- Российская Академия Управления, Гуманитарный Центр, кафедра Отечественной Истории, Реформы в России (М., 1993).
- Институт Российской Истории, Российская Академия Наук, Реформы и Реформаторы в истории России (М.,

1996).

(四節) ウヅマールン研究については現在のところ最高の達成であると考えられることをとりあえず参照せよ。C. H. Whittaker, *The Origins of Modern Russian Education; An Intellectual Biography of Count Sergei Uvarov, 1786-1855* (Northern Illinois University Press, 1984), see esp. Introduction and ch. 5.

(五節) 露土戦争についてはその二点をおまねする。おまね「古典的な」B. H. Summer, *Russia and the Balkans 1870-1880* (Oxford, 1937). 日ソ歴史学の代表的な作品のひとつとして И. А. Фетосов и др. (под ред.), *Россия и Восточный Кризис 70-х годов XIX в.* (M., 1981).

アンサーコンについて、欧米の研究では S. Lukashovich, *Ivan Aksakov 1823-1886, A Study in Russian Thought and Politics* (Harvard University Press, 1965). 日ソ歴史学の巨著では Н. И. Пимбаев, И. С. Аксаков в общественной жизни пореформенной России (M., 1978).

汎スラヴ主義に関連して最近の注目すべき作品として I. B. Neuman, *Russia and the Idea of Europe, A Study in Identity and International Relations* (Routledge, 1996).

このほか本節でスケッチ風にした「ナショナルリズム」の問題については、『民衆と国民国家』(シネルヴァ書房、近刊予定)の所収論文を見てほしい。

(六節) ストルイピンについては近年あらためてつぎのような作品や史料集が出されているが、この一つひとつたものはなかなかあびにくい状態が続いていると思える。M. S. Conroy, *Peter Arkad'evich Stolypin, Practical Politics in Late Tsarist Russia* (Colorado, 1976), A. V. Zenkovsky, *Stolypin; Russia's Last Great Reformer* (The Kingston Press, 1986), П. Н. Зырянов, Петр Столыпин, Политический Портрет (M., 1992), M. Бок, П. А.

Столыпин, Воспоминания о моем отце (М., 1992), А. Серебrenников (сост.), Убийство Столыпина, свидетельства и документы (Нью-Йорк, 1986), Петр Аркадьевич Столыпин, Полное собрание речей в Государственной Думе и Государственном Совете, 1906-1911 (М., 1991). А. Я. Аврех, П. А. Столыпин и судьбы реформ в России (М., 1991).

一九〇五年革命期以降の保守的諸党派の綱領をめぐってのロシアの政党、同盟と連盟 (СПб, 1906), Российский Независимый Институт Социальных и Национальных Проблем (ред.), Политические партии России конец XIX-первая треть XX века, Энциклопедия (М., 1996).

(七節) 近代ロマン主義の歴史と情勢をめぐっての J. Brooks, *When Russia Learned to Read: Literacy and Popular Literature, 1861-1917* (Princeton University Press, 1985), L. McReynolds, *The News under Russia's Old Regime* (Princeton University Press, 1991). 植田保夫「ロマン主義とリテラシー」『法政研究』六二三一(一九九五)。

(八節) フリガーンズと犯罪の歴史 N. B. Weissman, *Rural Crime in Tsarist Russia: The Question of Hooliganism, 1905-1914*, *Slavic Review*, 37-2 (1978), J. Neuberger, *Stories of the Streets: Hooliganism in the St. Petersburg Popular Press, Slavic Review*, 48-2 (1989), S. P. Frank, "Simple Folk, Savage Customs?" *Youth, Sociability, and the Dynamics of Culture in Rural Russia, 1856-1914*, *Journal of Social History*, 25-4 (1992), D. Shlapentakh, *Drunkness and Anarchy in Russia: A Case of Political Culture*, *Russian History*, 18-4 (1991). 大戦前夜の労働運動をめぐって R. B. McKean, *St. Petersburg between the Revolutions, Workers and Revolutionaries* (Yale University Press, 1990), L. Haimson, *The Problem of Social Stability in Urban Russia, 1905*

-1917, *Slavic Review*, 23-4 (1964), 24-1 (1965), 高田和夫「近代ロシア工場労働者の社会的相貌」『ロシア史研究』  
三〇（一九七九）。

〔付記〕 小論は冒頭に触れたロシア史研究会大会でのコメントを基礎にしているが、日頃、トクヴィル論をはじめとして一連の重厚緻密な論考を発表されている小山勉教授の還暦をこのような「走り書き」でもってお祝いするのは決して本意ではなく、諸般の事情に追い詰められた止むを得ぬ結果である。しかし、こうした「言い訳」をすると教授の顔が浮かぶのでこれ以上の駄弁を連ねることはしない。ただここでは改めてこれまでのご交誼お導きに深く感謝し、ますますのご健筆をお祈りする次第である。（一九九六年十二月一六日記）

校正の段階でロシア科学アカデミー・ロシア史研究所サンクト・ペテルブルク支部編『権力と諸改革——専制的ロシアからソヴェト・ロシアへ』（露文、一九九六年刊）を入手した。B・V・アナニイチを責任編集者とした八〇〇頁の大作であり、現在のロシア史学界の研究水準を最もよく反映したものと考えられるが、残念ながら今は検討する余裕がない。（一九九七年一月二七日追記）